

- 1 議案名 文化財の指定について

- 2 提案理由 先に徳島県文化財保護審議会に諮問していた指定申請文化財について、平成30年2月26日付けで答申された。ついては、答申のとおり指定したい。

- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第8条
文化財の保護に関する条例第24条



教文第1082号
平成30年2月8日

徳島県文化財保護審議会会長 殿

徳島県教育委員会教育長



文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財の保護に関する条例（昭和32年条例第23号）第8条第3項及び第35条第2項の規定により、次のとおり諮問します。

諮問事項

（指定申請文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 （古文書）	織原家文書	18通	阿南市橋町西浦13-1	織原 英文
種別	名称	員数	所在地	保持者
無形文化財 （工芸技術）	阿波藍の注染		徳島市佐古七番町9番12号	古庄 紀治

県文審第1号
平成30年2月26日

徳島県教育委員会
教育長 美馬 持仁 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 桑原 恵



文化財の指定について（答申）

平成30年2月8日付け教文第1082号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 (古文書)	織原家文書	18通	阿南市橘町西浦13-1	織原 英文

(1) 文化財の概要

織原家文書は、阿南市橘町の海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する古文書18通である。元亨2年(1322)から応永17年(1410)までの「橘八幡宮神主職并免田」の宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどで、折原氏(中世表記)の神主職獲得の経緯、及びその背景にある在地状況がうかがえる。

本古文書により、海正八幡神社神主職の変遷の過程が、阿波国南北朝期における北朝方守護細川氏の支配と密接に関係していることが分かり、同時期の阿波国の歴史像を多様性をもって明らかにするものといえる。また、橘湾掌握の歴史的重要性、ひいては県南港湾掌握の歴史的重要性が確認されるもので、14世紀前半から15世紀前半に至る阿波国の在地の歴史を明らかにする点で貴重である。

以上のように、県内の鎌倉末から室町前期の歴史を明らかにする上で重要で、指定基準を満たすに十分な価値を有していると評価できる。

(2) 指定基準

【古文書の部】

- 1 古文書類は、本県の歴史上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

徳島県教育委員会
教育長 美馬 持仁 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 桑原 恵



文化財の指定について（答申）

平成30年2月8日付け教文第1082号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、ここに答申いたします。
(指定を答申した文化財)

種別	名称	員数	所在地	保持者
無形文化財 (工芸技術)	阿波藍の注染		徳島市佐古七番町9番12号	古庄 紀治

(1) 文化財の概要

徳島県の地理的、気候的条件に適した藍染料の製造は、江戸時代に徳島藩の奨励政策とともに発展し、藩の経済を支える重要な産品となった。古庄家は板野郡古川の庄屋で、慶応年間、藩の阿波藍専門の紺屋を創設し、四季を通じて地下水が確保できる場所を求め、現在の地に工場を移転した。古庄家は板野郡古川の庄屋で、慶応年間、藩の阿波藍専門の紺屋を創設し、四季を通じて地下水が確保できる場所を求め、現在の地に工場を移転した。古庄家は板野郡古川の庄屋で、慶応年間、藩の阿波藍専門の紺屋を創設し、四季を通じて地下水が確保できる場所を求め、現在の地に工場を移転した。

紀治氏の父一郎は、阿波藍の天然発酵建てによる注染の技法を大成し、県指定無形文化財「純正藍の注染」（昭和52年指定、平成11年死去により解除）の保持者として認定された。紀治氏は昭和48年より染色工として父一郎に師事し、注染をはじめとする染色に従事するようになった。日本にしかない染色技法である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能で、生地を表裏を同じ模様で染めることができ、一度に両面の防染が可能である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能である。型紙のサイズで布を折り返して糊置きするため、一度に両面の防染が可能である。

③糊置き（型置き）④染色⑤水洗い⑥後処理（あく抜き）の6つに分かれる。発酵建てによる藍の還元力は還元剤よりも弱く酸化されやすいため、注染のよる古庄氏は注ぐと一度高めに保持するとして、液が少なければ、灰や貝殻を使用する工程や技法を継承し、紀治氏独自の研究や工夫が取り入れられている。

古庄家は全国でも唯一天然発酵建てによる阿波藍の注染を行っており貴重である。また、紀治氏は、後継者育成にも取り組み、徳島の藍染技術の普及に努めていることも評価できる。

(2) 指定基準

【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

(3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

(3) 認定基準

【工芸技術関係】

保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

指定答申された文化財

1 名 称

織原家文書

2 種 別

有形文化財（古文書）

3 所在地

阿南市橋町西浦13-1

4 所有者

織原 英文

5 概 要

織原家文書は、阿南市橋町の海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する古文書18通である。元亨2年（1322）から応永17年（1410）までの「橋八幡宮神主職并免田」の宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどで、折原氏（中世表記）の神主職獲得の経緯、及びその背景にある在地状況がうかがえる。

本古文書により、海正八幡神社神主職の変遷の過程が、阿波国南北朝期における北朝方守護細川氏の支配と密接に関係していることが分かり；同時期の阿波国の歴史像を多様性をもって明らかにするものといえる。また、橋湾掌握の歴史的重要性、ひいては県南港湾掌握の歴史的重要性が確認されるもので、14世紀前半から15世紀前半に至る阿波国の在地の歴史を明らかにする点で貴重である。

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

（指定）

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

徳島県指定文化財指定基準

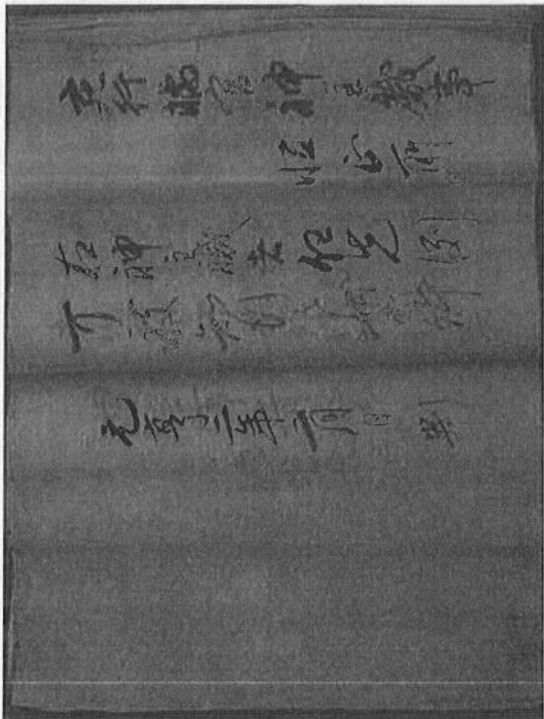
有形文化財

【古文書の部】

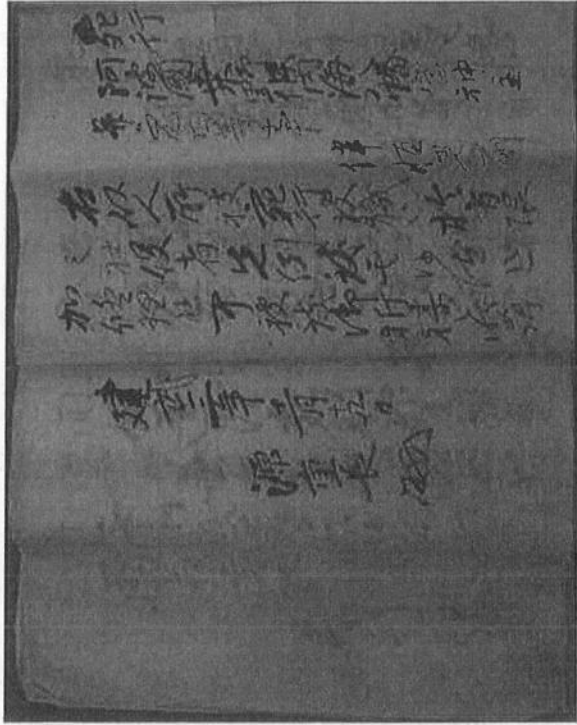
- 1 古文書類は、本県の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵図・系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で、本県の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で、本県の歴史上特に意義のあるもの

調 査 票			
種 別	有形文化財（古文書）	名 称	織原家文書
所 在 地	阿南市橋町西浦13-1		
ふりがな 所有者氏名	おりはら ひでみ 織原 英文	住 所	阿南市橋町西浦13-1
管理者氏名	同 上	住 所	同 上
保存管理の 状況	所有者宅において適切に保存・管理されている。		
法量・形状 伝説由来 年代・現状 材質その他	<p>○総数18通 ・一綴 9通（右端、紙ひも綴じ） 江戸時代作成の写 ・9通 一紙文書，原文書 ○時期 元亨2年（1322）～応永17年（1410）</p> <p>織原家文書は、海正八幡神社の宮司である織原家に伝来する文書で18通ある。そのうち14通が阿南市の文化財に指定されている。海正八幡神社は、『徳島県神社誌』によると万寿年間（1024～1027年）に創建され、文永6年（1269）織原刑部丞実成が現在地に移転、再興したといわれ、織原家が代々神職をつとめていることがわかる。</p> <p>織原家文書の内容としては、元亨2年（1322）から応永17年（1410）までの「橋八幡宮神主職并免田」の宛行・譲渡・売渡に関するものがほとんどであり、織原氏（中世の表記は折原氏）の神主職獲得の経緯、及びその背景にある在地状況が視える。</p> <p>寛文初年に織原家側の事情により、橋浦の加子（水夫）である孫左衛門と二人で神主を務めることになり、元禄年間に織原氏から孫左衛門方に古文書13通が預け置かれる際に、織原家で文書の写が作成される（9通現存）。文化年間、伊勢の御師の言により、孫左衛門家で文書焼却事件が発生したと伝えられている。</p> <p>織原家が所有する18通の中世文書の内、9通は孫左衛門方に預け置く際に作成された写しで、現状は一綴となっている。残りの9通は原文書で孫左衛門方に預け置かれず、織原家に残されたものであると考えられる。</p> <p>江戸時代、織原家では写しが複数作成されていた。また、明治期には『徳島雑抄』の編者である小杉榎邨氏の調査にあたり、同時期に当時の当主織原知春氏と二男の金吉氏がさらに全部の写しを作成したと考えられ、現在は、数々の写しが存在するが、原型となるのは、前述した一綴9通の写しと、一紙文書だと思われる。</p>		
参 考 文 献 参 考 事 項	<p>●徳島県史編さん委員会『徳島県史』第二巻，徳島県，1966年。●阿南市史編纂委員会『阿南市史』第一巻，阿南市教育委員会事務局，1987年。●福家清司「阿南市海正八幡神社所蔵貞和三年三月『某申状草案』」『四国中世史研究』第3号，1995年。●石躍胤央ほか編『徳島県の歴史』山川出版社，2007年。●西尾和美「阿波橋八幡宮神主職と在地勢力―『織原家文書』の分析を通して」『四国中世史研究』第14号，2017年。</p>		
指 定 基 準	<p>有形文化財指定基準【古文書の部】</p> <p>1 古文書類は、本県の歴史上重要と認められるもの</p> <p>4 古文書類，日記，記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し，学術的価値の高いもの</p>		
調 査 者 の 意 見	<p>織原家文書は、上記の伝説由来で述べた通り、徳島県内に伝来・所蔵され、県内の歴史に関わるまとまった中世文書であり、以下の諸点にわたって、本県の鎌倉末から室町前期の歴史を明らかにする上で重要である。</p> <p>第一に、織原家文書には、14世紀前半から15世紀前半に至る時期の古文書が伝存し、同時期の阿波国の在地の歴史を明らかにする点で貴重と言える。具体的には、現在の海正八幡神社、すなわち中世の橋八幡宮の神主職とそれに伴う免田が、伴恒正・恒光などの伴氏一族から、補陀寺禅僧である曇花、中華監寺、歎珠蔵主へと渡り、やがて在地の有力者であったと思われる折原氏が神主職を獲得するに至る一連の過程が跡づけられる。その過程で長年にわたり競望を続けた和食氏の存在も知られる。和食氏は内陸部の和食郷を拠点に勢力を伸ばしたと思われる有力者で、鎌倉末には得宗家関係者と婚姻関係にあった。折原刑部は、禅僧神主の時代に和食氏の競望とも対抗し得る在地の実力者として、免田を預けられて神役を負担するようになり、病弱の歎珠と兄弟契約を結んだことにより、相伝の文書とともに神主職を獲得するに至ったと考えられる。</p> <p>第二に、本文書からは、以上のような同宮神主職の変遷の過程が、阿波国南北朝期における北朝方守護細川氏の支配と密接に関係していることが明らかとなる。既指定の南北朝期の文書には南朝関係のものが多く、本文書は同時期の阿波国の歴史像をより多様性をもって明らかにするものと言える。</p> <p>第三に、本文書からは、橋湾掌握の歴史的重要性、ひいては県南港湾掌握の歴史的重要性が確認される。橋八幡宮が所在する桑野保は、土佐街道と仁宇街道が通るとともに、阿波国南部の良質な要港橋湾を擁する。桑野保は阿波国唯一の得宗領であったとも言われる。細川和氏によって暦応2年（1339）8月、秋月に補陀寺が建立されると、海陸交通の要衝桑野保は同寺領となった。橋湾は、室町期文安年間『兵庫北関入船納帳』に見える「橋」の比定地であり、江戸時代にも上貢の船が必ず寄港したと伝えられる良港である。織原家文書に確認される橋八幡宮神主職・免田宛行と補陀寺禅僧との関わりは、同宮神主職の掌握が守護細川氏の阿波国支配において重要な意味をもっていたこと、換言すれば守護の国支配における橋湾掌握の重要性を浮かび上がらせる。内陸部を拠点とした和食氏の同宮神主職の競望も、同氏の橋湾掌握の意図をうかがわせよう。</p> <p>以上の諸点からして、織原家文書は指定基準を満たす十分な価値を有していると評価される。</p>		
調 査 年 月 日	平成30年 2月15日	調 査 者 氏 名	西 尾 和 美 桑 原 恵

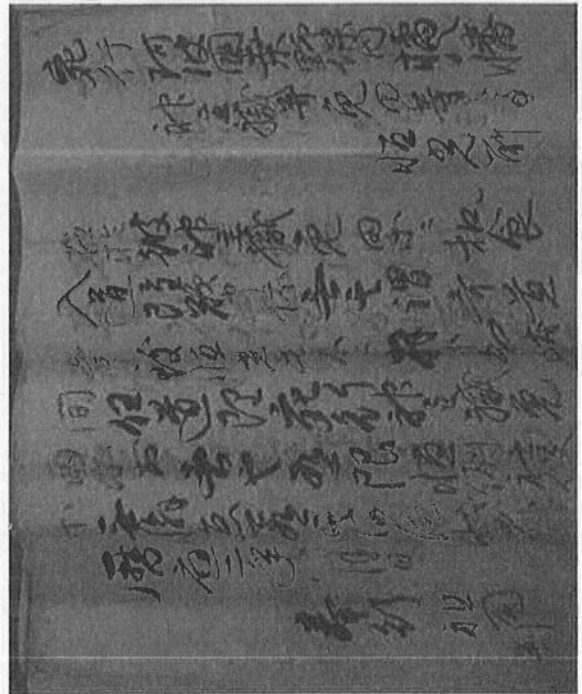
1 某宛行状写



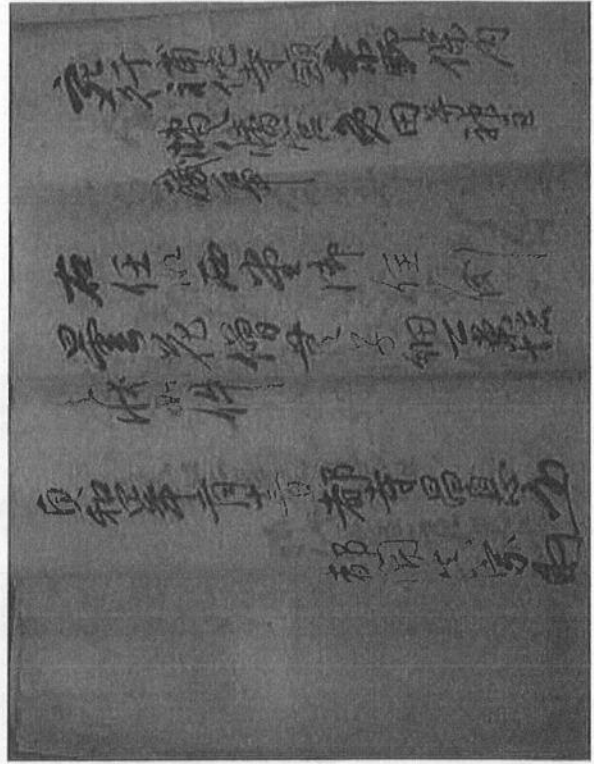
2 源重長宛行状



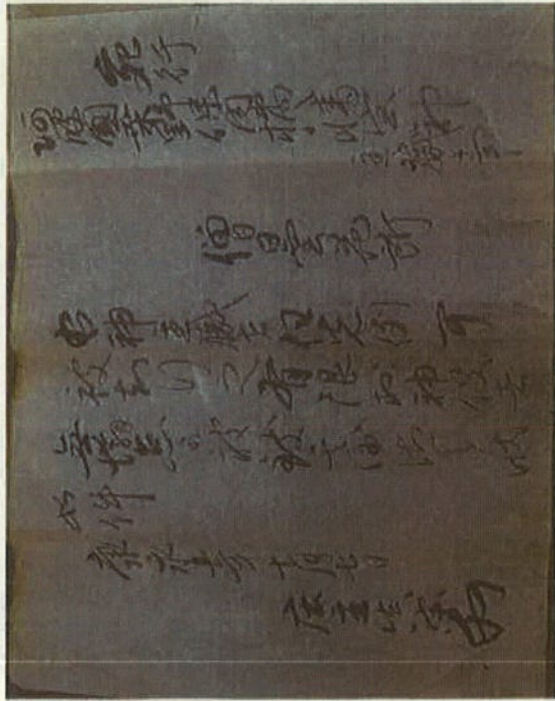
3 奉行祖用宛行状



4 都聞真宗・都寺昌恩安堵状



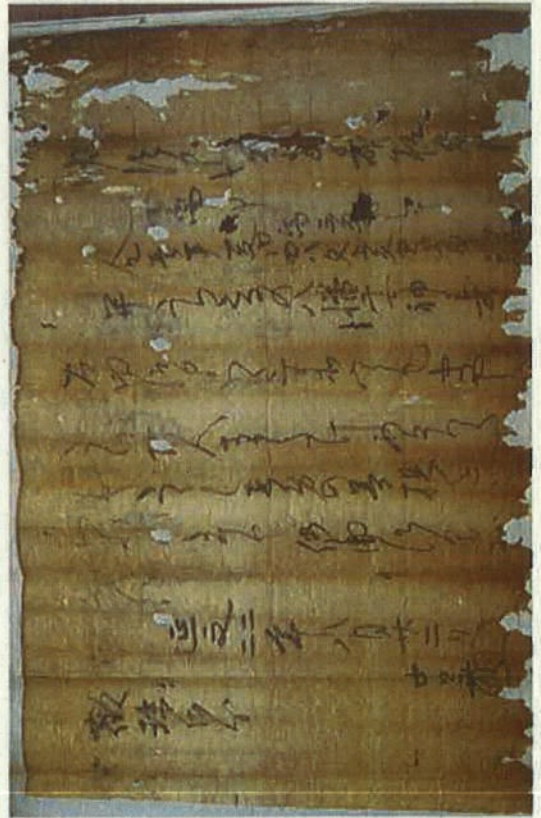
9 庄主真宗宛行状



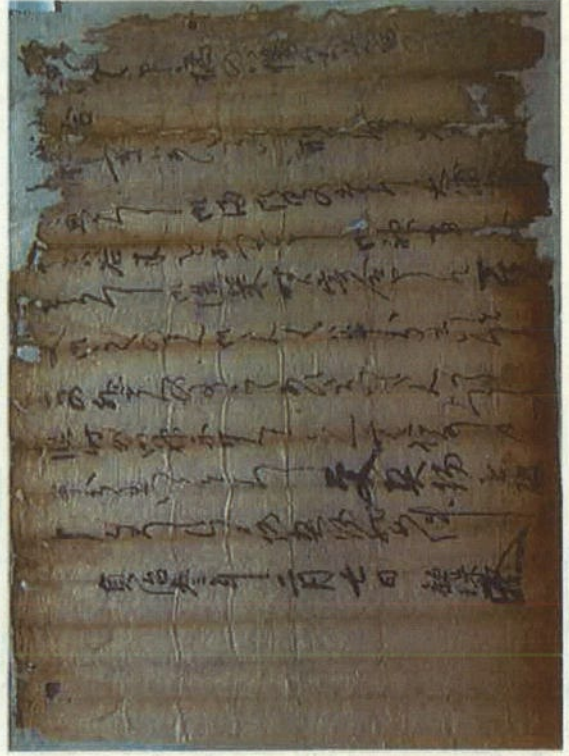
10 某言上状案



11 中華議状



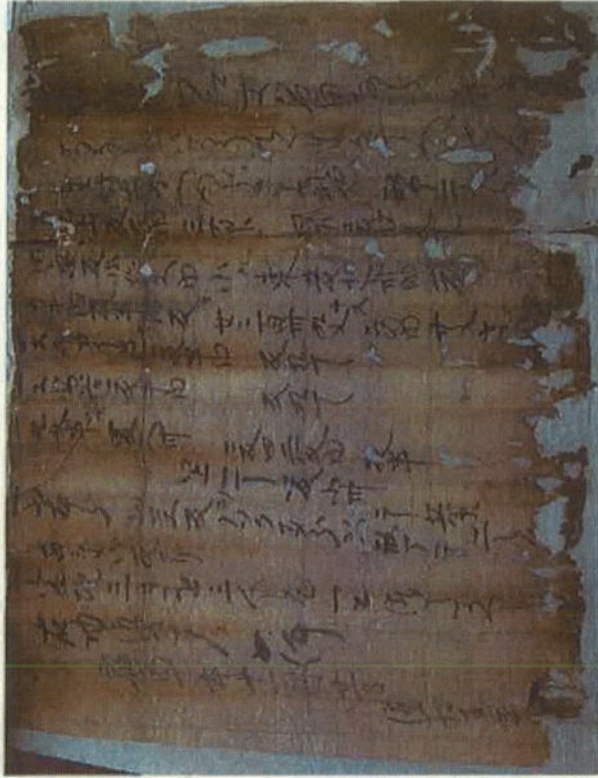
12 歡珠契約状



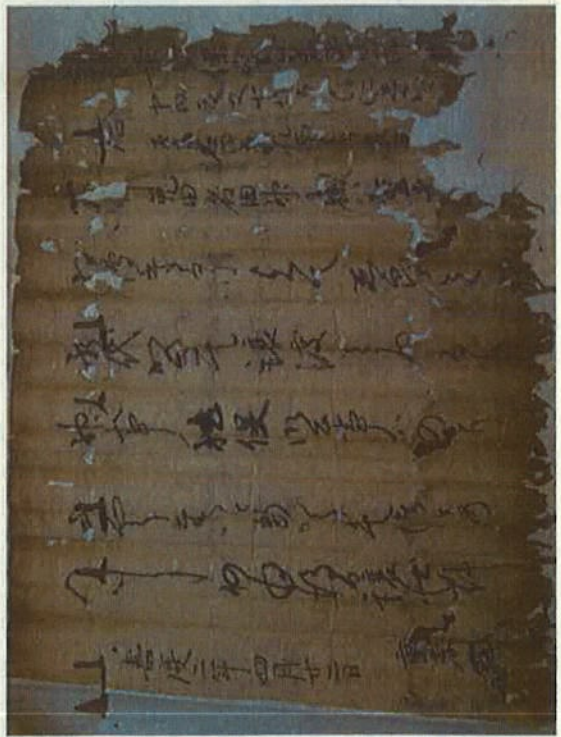
13 歎珠議状



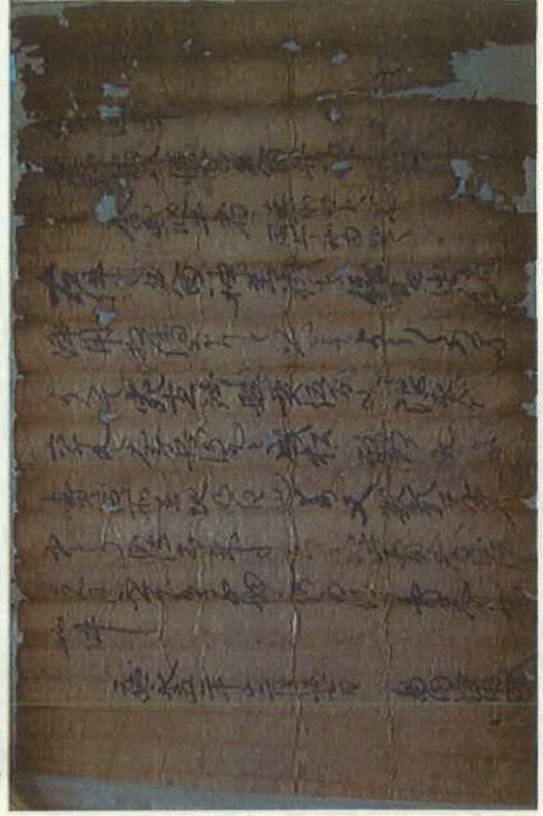
14 つね口け議状



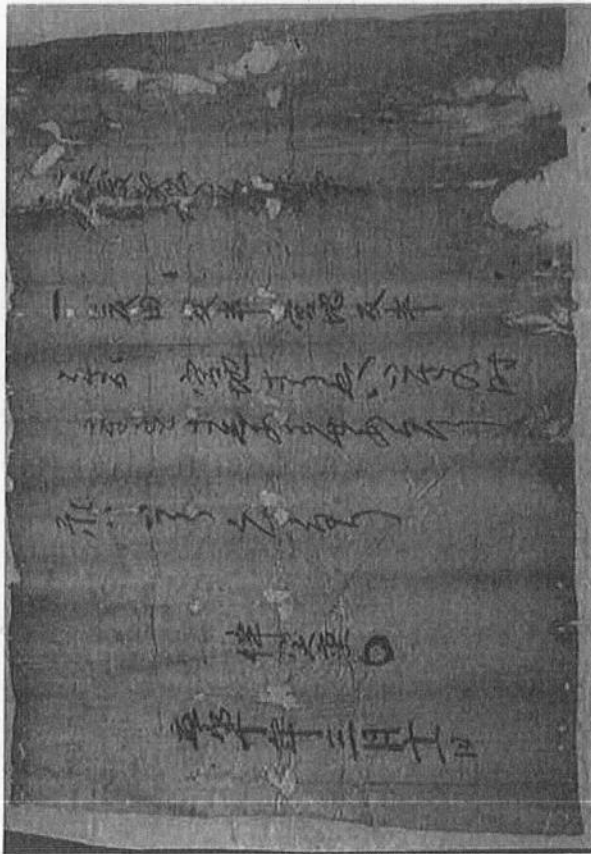
15 重孝議状



16 畠内浄用売券



17 伴実重讓状



18 折原又五郎・つる法師出拳米請文

